令和3年 2021年 12 月号

弁護十法人 今津法律事務所 IMAZU LAW OFFICES ₹100-0004 大手町 1-6-1

養法人今津法律事務所 心よりお礼申し上げます。 今年2回目のニュースレターをお届け致し

平素より格別のご高配を賜り、 ます。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。 弁護士 今津 泰輝

令和2年個人情報保護法改正につい て (1)

得る等、比較的重要な点に絞って、 取扱規程を見直すことが必要となり 改正法の概要をご紹介します。 関するQ&Aも公表されています。 年9月10日には、ガイドラインに 委員会が、改正法を踏まえて更新し 来年4月1日から施行されます。 たガイドラインを公表しており、本 ヘプライバシーポリシーや個人情報 本連載では、改正法に沿った内容 本年8月2日には、個人情報保護 令和2年個人情報保護法改正が

ら除外されていましたが、改正後 は除外されないことになり、 個人データは、保有個人データか の請求権が認められています。 等の請求の対象となります。 人には、開示・利用停止・消去等 ◆保有個人データの範囲の拡大 「保有個人データ」について、本 従来、6か月以内に消去される 個人情報保護法上、事業者の 開示

◆公表事項等の追加

◆令和3年改正について

がなされており、こちらの多くも来 個人情報の取扱いについても個人情 報保護法に一元化するための改正等 なお、個人情報保護法に関して 令和3年に、行政機関等による 応じて遅滞なく回答する場合を含 人の知り得る状態(本人の求めに 所・代表者の氏名、安全管理措置 む。)に置くべき事項が定められ ていますが、改正後は、自社の住 保有個人データについては、本 保有個人データの安全管理措置

り得る状態に置くべき内容は、ガ が追加されます。 イドラインに例示されています。 安全管理措置として、本人の知

ずつ変わることになります。 個人情報保護法の条文番号が、

株主総会を実施する際、

ーチャルオンリー株主総会」

の実施例

会社法上は、株主総会の「場所」を定める必要があるため、

会を実施しています。

年4月1日から施行されます。

その関係で、来年4月1日以降、

少し

名称、当該外国の個人情報に関する 提供には該当しないものの、その場 る第三者の提供するクラウドサービ 事業者・サーバーが所在する外国の 合も、ここでの安全管理措置には、 ス提供事業者が個人データを取り扱 スを利用する場合において、サービ 内容が含まれるとされています。 制度等を把握した上で講じた措置の わないときは、個人データの第三者 Q&A10-25では、

おいて追記がなされています。 する必要がある旨、ガイドラインに れるか本人が予測できる程度に特定 に、個人情報がどのように取り扱わ 個人情報の利用目的を特定する際 利用目的の特定に関する追加事項

れる等の改正もなされています。

育児・介護休業法(来年4月~)

業法の改正のうち、以下の点につい

本年6月に成立した育児・介護休

代表者の氏名が追加されます。 に、個人データ管理責任者の住所 容易に知り得る状態に置くべき事項 を行う際の、本人に通知又は本人が 共同利用に関する公表事項の追加 個人情報保護法上の「共同利用」

東京都千代田区 大手町ビル8階

2 03- 5224- 3235 info@imazulaw.com

期に施行が予定されている法改正が

ありますので、ご紹介します。

弁護士が打ち合わせの際に使用している '黄色い紙"、気になっていた方もいらっ しゃるのではないでしょうか?そこで今回

たと言われています。リーガルパッドには 以下のような特徴があります。 ①用紙が黄色、レターサイズ(A4より縦が

- 少し短く、横が少し長い)
- ②左側に赤の縦線で区切られたスペースが

③切り取りやすいようにミシン目がある 用紙が黄色いため、他の資料に交じって も、すぐに見つけることができますし、左側のスペースには、日付や時刻などを記入し、 時系列で整理しやすくなっています。記入後 は、1枚ずつ簡単に切り取ることができるた 案件ファイルに綴ることも容易です。

このような便利さから、欧米では、法律家に限らず、ビジネスマンや学生まで幅広く利用されており、日本でも

徐々に普及してき てはいかがでしょうか。



は、あの黄色い紙(リーガルパッド)につい て、調べてみましたので、皆様にご紹介した いと思います。

リーガルパッドは、100年以上前にアメリ カで発明され、その後法律家が愛用したこと リーガルパッドと呼ばれるようになっ

ようです。リーガルパッ ドは、通販サイトや一部 の文房具店で購入するこ とができますので、皆様 も、一度ご使用されてみ

「リーガルパッド」

もっとも、本年6月に成立した産業競争力強化法の改正により、経済産業大臣及び法務大臣 株主が イン 便 IJ 務局 弁護士の必需品

会場に入場することで(も)出席できるようにする必要があるというのが法令上の原則です。 ターネット等の手段により出席・参加できるようにする場合も、物理的な会場を設け、

「バーチャルオンリー株主総会」を開催できることとする特例が認められました。

年8月26日、株式会社ユーグレナが、日本で初めてとされるバーチャルオンリー株主総

今後、このような動きが広まっていくのかどうか、

注目されます。

確認等の一定の要件を満たした上場会社に限り、このような物理的な会場を設けない、

ターネットによる取引の他、 受された取引情報の保存義務等につ いて定められた法律です。 よる帳簿書類の保存や、電子的に授 電子帳簿保存法は、電子データに 電子帳簿保存法(来年1月~) 従来、電子取引(電子契約、イン

境の整備の義務付け

、注文書

以降に行う電子取引については、こ られていました。しかし、来年1月 取引情報の保存義務に関して、電子 受される取引等も含まれます。)の 等が電子メールの添付ファイルで授 タでの保存が必要となります。【※ のような措置は廃止され、電子デー を出力した紙を保存する措置が認め データの保存に代えて、電子データ も設けられることになりました。】 定の要件の下、2年間の猶予措置 進に関する方針の周知、のいず 措置の義務付け れかの措置が必要となります。 に対する個別の周知・意向確認の ・妊娠・出産の申出をした労働者

に必要な「検索性の要件」が緩和さ 他方で、電子データを保存する際 業取得要件の緩和

ても、 きることになります。 年未満の有期雇用労働者であっ 引き続き雇用された期間が1 育児・介護休業を取得で 用することが必要となります。

場合、当該従業員に対して個別 娠・出産した旨の申出があった ・有期雇用労働者の育児・介護休 を行う必要があります。 に、育休取得の意向確認の措置 従業員又はその配偶者が妊 育休制度を周知するととも

匿名通報も含め、

内部規程で定め、それに沿って運 ある場合を除き、必要な調査・是 ・指針で求められる事項について 正措置の実施が求められます。 正当な理由が

個人情報保護法以外にも、近い時 近い時間 期に施行が予定されている主な法改

されています。 ては、来年4月から施行されま す。なお、厚生労働省のウェブ の対応に活用できる素材が公表 サイトでは、これらの改正点へ 協定を締結することで、引き続き 雇用された期間が1年未満の者を 雇用労働者の場合と同様に、 対象外とすることは可能です。 ただし、改正法施行後も、

・育児休業を取得しやすい雇用環 ◆公益通報者保護法(来年6月~ |※予定||)

提供、④育休制度と育休取得促 整備、③自社の育休取得の事例 ①研修の実施、②相談体制の た措置を講じる必要があります。 針が定められており、指針に沿っ 改正がなされています。 本年8月 制の整備等が義務付けられる等の は、内部通報に対応するための体 に、義務の具体的内容を定める指 指針について消費者庁が解説を 従業員数300人超の事業者に

る通報も対応が必要となります。 公表しており、参考となります。 ・退職後1年以内の元従業員によ について留意が必要となります。 具体的には、例えば、以下の点

労使

規模の大小を問わず、多くの企業のお客様が、弊所を顧問弁護士事務所としてご依頼くださっています。契約書や社内規則の作成・修正、コンプライアンスに関するご相談、訴訟 紛争対応など、ご遠慮なく、info@imazulaw.com 又は代表電話 (**2**03-5224-3235) へご連絡頂ければ幸いです。発行日: 令和3年12月17日 発行元: 弁護士法人今津法律事務所 所在地:東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル8階 当レターがご不要である方は、大変お忙しいところ恐れ入りますが、info@imazulaw.com へご連絡頂ければと存じます。